



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1082 和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(災害対策課)..... 1
1083 指定代理納付者の指定	(税務課)..... 3
1084 〃	(〃)..... 4
1085 寄附金の収納事務の委託	(〃)..... 4
1086 指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)..... 4
1087 〃	(〃)..... 4
1088 〃	(〃)..... 5
1089 〃	(〃)..... 5
1090 地方卸売市場の認定	(食品流通課)..... 5
1091 久志・中志賀土地改良区の設立認可	(農業農村整備課)..... 6
1092 特定農業用ため池の指定	(〃)..... 6
1093 道路の区域変更	(道路保全課)..... 6
1094 道路の供用開始	(〃)..... 6
1095 道路の区域変更	(〃)..... 7
1096 道路の供用開始	(〃)..... 7
1097 海南都市計画道路事業の事業計画の認可	(道路建設課)..... 7

○ 警察本部告示

6 一般競争入札による落札者の決定 8
-------------------	---------

○ 公告

入札公告	(災害対策課)..... 8
------	----------------

告 示

和歌山県告示第1082号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する調達役務の名称等

(1) 調達役務の名称

和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務（2の（4）及び（5）において「運航管理業務」という。）

(2) 調達役務の仕様等

和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。
- (2) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業及び同条第21項に規定する航空機使用事業の許可を受けている者であること。
- (3) 航空法第20条第1項第3号若しくは第4号の認定を受けた事業場を保有している者、過去5年間でベル式412EP型若しくはベル式412EPI型ヘリコプターの耐空証明を受けた実績がある者、又はベル式412EP型若しくはベル式412EPI型ヘリコプターの整備（保守・修理）若しくは改造を実施した実績がある者であること。
- (4) 仕様書に定める操縦士等の有資格者を運航管理業務における運航要員及び代替要員として配置することができる者であること。
- (5) 仕様書に定める運航管理業務を遂行できる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業概要調書

ウ 業務実績調書

エ 使用印鑑届

オ 役員等に関する調書

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、住民票

ク 印鑑証明書

ケ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した、県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

コ 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

サ 個人にあつては、在住市町村が課する個人住民税に未納がないことを確認できる納税証明書

シ 申請時の直前の事業年度及びその前年の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はそれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ス 2の(2)から(5)までに掲げる要件を満たしていることを証する書類の写し

セ 作業実施計画書

ソ 誓約書

- (2) 前項各号に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発効後3か月以内の原本に限る。
- (3) 資格審査申請時点で既に要綱に基づく審査を経て、現に有効な入札参加資格決定通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のイからシまでに掲げる申請書類に代えることができる。
- (4) (1)のアからオまで、セ及びソに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は令和2年8月14日（金）から同月28日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に5に掲げる場所で配布を行う。
- (5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和2年8月14日（金）午前9時から同月26

日（水）午後5時30分までの間に和歌山県総務部危機管理局災害対策課に対し書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和2年8月14日（金）から同月28日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部危機管理局災害対策課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館3階

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により令和2年9月18日（金）までに通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和2年10月8日（木）午後5時30分までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和2年10月13日（火）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。書留郵便により提出する場合の宛先は、次のとおりとする。

ア 宛先の名称

和歌山県総務部危機管理局災害対策課

イ 宛先の所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2262

ファクシミリ番号 073-422-7652

e-mail e0119001@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県告示第1083号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、令和2年3月31日に次のとおり指定代理納付者を指定した。

なお、平成21年和歌山県告示第459号（指定代理納付者の指定）は、令和2年3月30日限り廃止した。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定代理納付者の名称及びその主たる事務所の所在地

GMOペイメントゲートウェイ株式会社
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

ふるさと和歌山応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）

3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード
VISA、MasterCard、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club

和歌山県告示第1084号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、令和2年4月1日に次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定代理納付者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社トラストバンク
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

ふるさと和歌山応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム（クレジットカード及びインターネットバンキングによる支払を除く。以下同じ。）及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）

3 指定代理納付者が代理納付の対象とする納付方法

インターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用した納付方法

和歌山県告示第1085号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、令和2年4月1日に次のとおり寄附金の収納の事務を委託した。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 委託の相手方

株式会社トラストバンク
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号

2 委託した寄附金

ふるさと和歌山応援寄附金

和歌山県告示第1086号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
テラウチ薬局岩出 国道店	岩出市中迫138-1	—	川村裕弥	令和 2.8.1

和歌山県告示第1087号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
医療法人誠人会与田病院附 属ふじと台クリニック	和歌山市中573-19 ふじと台ステ ーションビルエスタシオン4階	大元浩明	令和 2.8.1

和歌山県告示第1088号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
合同会社Nukumemoris	岩出市中迫579-7	訪問看護ステーションリットビ ム	令和 2.8.1

和歌山県告示第1089号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので公示する。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
テラウチ薬局岩出国道店	岩出市中迫138-1	川村裕弥	令和 2.8.1

和歌山県告示第1090号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 開設者の名称及び住所
 - (1) 名称 橋本食品卸売市場株式会社
 - (2) 住所 橋本市東家五丁目8番
- 2 地方卸売市場の名称
橋本地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
 - (1) 位置 橋本市東家五丁目8番
 - (2) 取扱品目 青果物、水産物及び花き
- 4 認定年月日
令和2年8月3日

和歌山県告示第1091号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により久志・中志賀土地改良区の設立を認可したので、同条第3項の規定によりこの旨を公告する。

この認可については、この認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、土地改良区の設立の認可の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この認可の翌日から起算して1年を経過したときは、この認可の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1092号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定したので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名称	所在地	指定年月日
両願寺池	西牟婁郡白浜町才野字両願寺前819-1	令和2年8月14日
小屋谷池	西牟婁郡白浜町才野字廻り田852-1	令和2年8月14日
福田谷池	西牟婁郡白浜町堅田字福田445-1	令和2年8月14日
おそめの池	西牟婁郡上富田町岩崎字野田80-1	令和2年8月14日

和歌山県告示第1093号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西川原粉河線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市粉河字別所谷3199番1地先から同市粉河字別所谷3205番1地先まで	旧	6.37 ） 11.90	90.46	
同上	新	6.37 ） 18.68	90.46	

和歌山県告示第1094号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 西川原粉河線

供用開始の区間 紀の川市粉河字別所谷3199番1地先から同市粉河字別所谷3205番1地先まで

供用開始の期日 令和2年8月14日

和歌山県告示第1095号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 西川原名手市場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市野上字池尻428番1地先から同市野上字池尻463番1地先まで	旧	6.45 } 8.83	123.30	
同上	新	6.45 } 15.45	123.30	

和歌山県告示第1096号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 西川原名手市場線

供用開始の区間 紀の川市野上字池尻428番1地先から同市野上字池尻463番1地先まで

供用開始の期日 令和2年8月14日

和歌山県告示第1097号

海南都市計画道路事業の事業計画については、令和2年8月5日付け国近整計管和都業第1-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画事業の種類及び名称

海南都市計画道路事業3・6・102号黒江線

- 2 施工者の名称 和歌山県
- 3 事業所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり

（「別添図書」は省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第6号

生活安全警察支援システム構築委託及び機器賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和2年8月14日

和歌山県警察本部長 檜 垣 重 臣

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
生活安全警察支援システム構築委託及び機器賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山県警察生活安全警察支援システム構築委託及び機器賃貸借業務・NECAP/NECコンソーシアム
（代表者）NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目15番3号
（構成員）日本電気株式会社
東京都港区芝五丁目7番1号
- 5 落札金額
198,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額18,000,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年4月21日

公 告

入札公告

和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年8月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
(1) 調達役務の名称

和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務

(2) 調達役務の内容

和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 調達役務の実施場所

調達役務の実施場所は、次のとおりとする。ただし、運航及び防災ヘリコプターに搭乗して行う整備点検並びに県の指示により整備工場等において行う整備点検業務及び訓練業務においては、この限りでない。

<ベル式412EP型回転翼航空機>

ア 名称 和歌山県防災航空センター（以下「航空センター」という。）

イ 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町3031番地56

ただし、令和3年6月1日以降は別途県が指示する格納庫とする。

<ベル式412EPI型回転翼航空機>

ア 名称 ユーロテックジャパン株式会社格納庫

イ 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地

ただし、令和3年6月1日以降は航空センターとする。

なお、いずれの期日についても、県の指示により変更する場合がある。

(3) 調達役務の期間

令和2年10月12日（月）から令和7年3月31日（月）まで

(4) 最低制限価格

無

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和2年和歌山県告示第1082号に規定する和歌山県防災ヘリコプター運航管理業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階

和歌山県総務部危機管理局災害対策課

(2) 期間

令和2年8月14日（金）から同年9月24日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問のある者は、令和2年8月14日（金）午前9時から同月26日（水）午後5時30分までの間に和歌山県総務部危機管理局災害対策課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

質問の宛先は、13の（1）に示すとおりとする。

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館2階 205号室

- イ 入札日時
令和2年9月25日（金）午前11時
- ウ 開札場所
アに同じ。
- エ 開札日時
イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、令和2年9月25日（金）午前9時30分までに和歌山県総務部危機管理局災害対策課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し又は納付すべき契約保証金に充当することができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額（入札金額をいう。）の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

なお、本県より一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部危機管理局災害対策課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを

引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部危機管理局災害対策課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部危機管理局災害対策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2262

ファクシミリ番号 073-422-7652

電子メールアドレス e0119001@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達役務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Disaster prevention helicopter flight management operation in Wakayama prefecture

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 25 September 2020 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 25 September 2020)

(3) Contact point for the notice :

Emergency Response Division, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubaradori,
Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2262

FAX 073-422-7652

e-mail e0119001@pref.wakayama.lg.jp